

# 児童生徒の市民性・社会性を高める シティズンシップ教育に関する取組

平成28年2月10日  
第12回教育懇談会

# 目 次

1	シティズンシップ教育とは	
	(1) シティズンシップ教育の定義	3
	(2) シティズンシップ教育導入の背景、経緯	4
	(参考1) 諸外国の高等学校における公民教育の状況について	
	(参考2) 英国におけるシティズンシップ教育の内容	
2	日本における市民性・社会性の育成に関わる取組	
	(1) 教科における取組	6
	(2) 学校教育活動全体を通じた取組	7
	(3) 主権者教育の動向	9
	(4) 本県の取組事例（主権者教育等）	
	ア 選挙出前トーク	11
	イ 子ども議会	12
	ウ 県立高等学校における取組	13
3	シティズンシップ教育の課題、今後の方向性	14

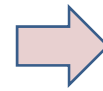
# 1 シティズンシップ教育とは

## (1) シティズンシップ教育の定義

- 社会の構成員として市民が備えるべき「市民性」を育成するために行われる教育
- 集団への所属意識、権利の享受、責任・義務の履行、公的な事項への関心や関与などを開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得する教育

## (2) シティズンシップ教育導入の背景、経緯

- グローバル化の進展による、国内社会における文化・宗教・民族的多様性の拡大、多元的な社会の統合の必要性
- 若者の政治的無関心、暴力行為の増加 等



1990年代以降、  
欧米主要諸国で、シティズンシップ教育に関する  
報告書、スタンダード(基準)が作成される

国名	シティズンシップ教育導入に向けた動き
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1998年、英国政府「シティズンシップの教育と学校における民主主義の教授」報告書(クリック・レポート)公表 「社会的道徳的責任」、「共同体への参加」、「政治的リテラシー」の3つの要素から構成されるシティズンシップ教育を学校教育に取り入れることを勧告</li> <li>・2002年、中等教育(11~16歳)において教科「シティズンシップ」を必修化 特定の時間を設けて実施する必要はなく、歴史などの教科、教科外活動などで実施される傾向</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1994年、民間非営利団体が連邦政府の支援を受け「市民科と政治の全米共通スタンダード」を作成</li> <li>・1998年、2006年の全米学力調査において「市民科」の学力調査を実施</li> <li>・全米のほぼすべての州が市民科又は社会科のスタンダードを作成しているが、知識に関するものが大半</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年、経済産業省「シティズンシップ教育宣言」公表 シティズンシップ教育が注目されるきっかけとなったが、具体的な施策は未実施</li> <li>・1999年以降、文部科学省はシティズンシップ教育が目指す能力と重なりのある「キャリア教育」を導入 シティズンシップ教育については、一部の研究指定校や各地の教育委員会において独自に実施</li> <li>・2012年、総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書公表 学校での政治的リテラシー教育の強化等を提言</li> <li>・2015年、公職選挙法の改正による選挙権年齢の18歳への引き下げ 主権者教育のより一層の充実が求められる。</li> </ul>

参考資料： 今野喜清氏他「学校教育辞典2003年」、橋本将志氏「日本におけるシティズンシップ教育のゆくえ」、奥村牧人氏「英米のシティズンシップ教育とその課題」、小玉重夫氏「近年のシティズンシップの動向」

## (参考1)

## 諸外国の高等学校における公民教育の状況について

	イギリス(イングランド)	フランス	ドイツ	アメリカ
実施状況	「市民性(シティズンシップ)」を必修教科として設置	伝統的に哲学教育を重視	州によって異なる。学校種(ギムナジウム、基幹学校、実科学校)によっても異なる	州によって異なる
対応する教科・科目・領域等の名称	ナショナル・カリキュラムにおいて、「市民性」を教科・領域として設定(なお、準拠しないアカデミー校やフリースクールが約半数)	「哲学」 「市民・法律・社会」	「政治」「歴史・政治」「労働」「社会科学」「ゲゼルシャフトスレーレ」など	州ごとにスタンダードを示し、「市民」「政治」を科目として設定(全ての州ではない)
各学年の時間数	学校が決定。「資格カリキュラム開発機関」は、週3-4時間の配当を推奨	「哲学」:専攻により異なるが、週3-8時間 「市民・法律・社会」:週0.5時間	ギムナジウムの場合、「政治」は6,8,10学年で各々週4-5時間	州、学校によって異なる
内容の特色(育成すべき資質・能力等)	討論や協働学習などのアクティブ・ラーニングを重視し、社会への主体的参画(体験活動)を促す全面主義のカリキュラムが推奨されている	「哲学」...哲学思想、哲学的思考・推論を学習し、論理的思考力の育成を目指す。内容は、哲学概念のほか文化・道徳・宗教・政治などを含む 「市民・法律・社会」...テーマ学習(日本の総合に近い)	「政治教育の大綱準則」(2001年)で、主要理念として「省察力」「葛藤調整力」「寛容」「連帯」「行動力」を挙げ、民主主義社会の市民として必要な3つの能力(政治的判断能力、政治的行為能力、方法的能力)を提示	単に事象を知るだけでなく、ある事象を説明したり評価したりする「知的技能」、政府や政治への監視及び影響力の行使について学ぶ「参加技能」にも留意して、民主主義とは何か、市民としての行動とは何かといったことを考え、行動することが求められる

## (参考2) 英国におけるシティズンシップ教育の内容

### 2007年ナショナルカリキュラム(キーステージ3:11-14歳)

項目	内容
I キー概念	1 民主主義と公正 2 権利と責任 3 アイデンティティと多様性:イギリスで共に生きる
II キープロセス	1 批判的考察と探求 2 意見表明と代弁 3 見識と責任ある行動
III 学習範囲と内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政治的権利、法的権利、人権、市民の責任</li> <li>② 法、司法制度の役割と若者との関係</li> <li>③ イギリスの議会制民主主義と政府の特徴(投票、選挙を含む)</li> <li>④ 言論の自由、多様なものの見方、世論を形成・感化するメディアの役割及びその活用</li> <li>⑤ コミュニティや環境を左右する決定に影響を与えることのできる、個人、団体、組織の行動</li> <li>⑥ 地方と国家の相違や対立に対処する方策</li> <li>⑦ 地域コミュニティのニーズ、公私のサービスを通してどのようにそのニーズを満すか</li> <li>⑧ 経済に関する意思決定がどのように行われるか(公金の出所、公金の用途を誰が決定するかを含む)</li> <li>⑨ イギリス社会の変化(共有される理念、信条、文化、アイデンティティ、伝統、ものの見方、価値の多様性を含む)</li> <li>⑩ イギリスへの移民、イギリスからの移民、イギリス内の移民とその原因</li> </ul>
IV カリキュラムが提供する機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 時事問題、政治的議論のある問題(若者が関心のある問題を含む)についてグループやクラス全体で討論する</li> <li>② シティズンシップの技能を活用することによってシティズンシップの知識と理解を発展させる</li> <li>③ 個人と集団の作業、それぞれにおいて異なる役割と責任を遂行する</li> <li>④ 学校と地域コミュニティ活動に参加する</li> <li>⑤ 個人として、集団の一員として、意思決定やキャンペーン運動を含む活動に参加する</li> <li>⑥ 可能な範囲で地域コミュニティの諸団体と活動を共にする</li> <li>⑦ 様々な政治問題において法、道徳、環境、歴史、社会的側面を考慮する</li> <li>⑧ 様々な話題に関連して、学校、地域、地方、国家、ヨーロッパ、国際社会、グローバルなど、幅広い文脈を考慮する</li> <li>⑨ 情報源、意思伝達手段として様々なメディアやITツールを活用する</li> <li>⑩ 他の教科やカリキュラム分野の活動とシティズンシップを関連づける</li> </ul>

## 2 日本における市民性・社会性の育成に関わる取組

### (1) 教科における取組

小学校の社会科、中学校社会科の公民的分野、高等学校の教科「公民」において、政治、経済、社会の仕組みや主権者としての政治参加の在り方などについての学習が行われている。

教科・科目	標準時間数 ・単位数	学習指導要領に示されている関連内容
小学校 社会科	週3コマ (第6学年)	地方公共団体や国の政治の働き、日本国憲法の基本的な内容 など (第6学年の例、社会科は第3学年から学習)
中学校 社会科 公民的分野	週3コマ (第3学年は4 コマ)	社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義 市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割 租税の意義と役割 など
高等学校 教科「公民」 科目「現代社会」	2単位	基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全 天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方 政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理 市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融 雇用、労働問題、社会保障、個人や企業の経済活動における役割と責任 など
高等学校 教科「公民」 科目「倫理」	2単位	人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり 民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福 生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動 など
高等学校 教科「公民」 科目「政治・経済」	2単位	政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、 地方自治、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方 経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、財政 の仕組みと働き及び租税の意義と役割 少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の 変化と中小企業、農業と食料問題 など

※ 高等学校は、「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」のいずれかを履修

## (2) 学校教育活動全体を通じた取組

道徳教育やキャリア教育において、児童生徒の市民性や社会性を高める取組が行われている。

### ア 道徳教育

《小・中学校》 「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育が実施されている。学習指導要領では、児童生徒の発達段階等に応じた道徳教育の指導内容の重点＜善悪の判断、自主、自律、自由と責任、遵法精神、公德心、勤労、社会参画、公共の精神＞が明示されている。

《高等学校》 道徳の時間は設定されていないが、平成20年の中教審答申(学習指導要領の改善)において、「高等学校でも…道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める」と、道徳教育の充実が明記されている。

学年区分	指導内容の重点
小学校 1、2 年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良いことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。</li> <li>・約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすること。</li> <li>・働くことよさを知り、みんなのために働くこと。</li> </ul>
小学校 3、4 年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。</li> <li>・約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</li> <li>・働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。</li> </ul>
小学校 5、6 年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由を大切にし、自立的に判断し、責任のある行動をすること。法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</li> <li>・働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役立つこと。</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。</li> <li>・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。</li> <li>・社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよく社会の実現を努めること。</li> </ul>

#### 道徳の時間

・標準35単位時間  
(概ね1週間に1回)

・教材は、文部科学省発行「私たちの道徳」、本県独自教材「明るい心」(小学校)、「明るい人生」(中学校)等を使用

※ 小・中学校の道徳教育については、小学校は平成30年度から、中学校は31年度から、「特別の教科 道徳」への移行が決定されている。(平成27年3月文部科学省から全国の都道府県教育委員会等に通知済)

## イ キャリア教育

自分らしい生き方や夢の実現に向け、小学校・中学校・高等学校それぞれの発達段階に応じた系統的なキャリア教育(職場体験、インターンシップなど)の中で、人間関係形成能力・社会形成能力、キャリアプランニング能力などを高める取組が行われている。

区分		キャリア教育で身に付けさせたい能力の具体例 (抜粋)	
		人間関係形成能力・社会形成能力	キャリアプランニング能力
小学校	1、2年生	・友だちと協力して仕事をする。	・働くことの喜びや満足感を感じる。
	3、4年生	・友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。	・働くことにおいて、さまざまな工夫や努力が必要であることを知る。
	5、6年生	・人の役に立つ積極的な行動を心掛ける。	・さまざまな仕事に、それぞれのやりがいがあることを理解する。
中学校	1年生	・個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。	・職業に対する多様なものの見方や考え方について理解する。
	2年生	・働くことに関する自分の体験を、他者に分かりやすく説明する。	・自分の個性を見つめながら将来の生き方および職業について考える。
	3年生	・他者の意見を尊重しつつ自分の意見について適切に表現する。	・働くことは社会を支えるという意義があることについて理解する。
高等学校		・多様な他者と、場に応じた適切なコミュニケーションを図る。	・ライフステージに応じた個人的・社会的役割や責任を理解する。



### 《本県の取組》

#### 小学校

地場産業などについて学び、上級生が下級生に語る取組

年間指導計画に基づいたキャリア教育の推進

#### 中学校

2年生を中心に5日間程度の職場体験、事前事後指導

#### 高等学校

インターンシップ、専門的な職場実習



### (3) 主権者教育の動向

#### ア 高校生向け副教材の配付

平成27年6月、選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布。

新たに有権者となる若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育む教育のより一層の充実を図るため、文部科学省は、総務省と連携し、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成、平成27年12月までに、全高校生に配付。別途、教師用の指導資料も配付。



#### <はじめに>

未来を担う私たち ..... 4  
～責任ある一票を～

#### <解説編>

第1章	有権者になるということ	6
第2章	選挙の実際	8
第3章	政治の仕組み	20
第4章	年代別投票率と政策	24
第5章	憲法改正国民投票	28

#### <実践編>

第1章	学習活動を通じて考えたいこと	30
第2章	話し合い、討論の手法	32
	・手法の実践 ①	
	ディベートで政策論争をしてみよう	38
	・手法の実践 ②	
	地域課題の見つけ方	44

第3章	模擬選挙	50
	・模擬選挙(1)	
	未来の知事を選ぼう	52
	・模擬選挙(2)	
	実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう	62
第4章	模擬請願	72
第5章	模擬議会	78

#### <参考編>

第1章	投票と選挙運動等についてのQ&A	90
第2章	学校における政治的中立の確保	101
第3章	調べてみよう	103
	作成協力者名簿	104

#### 本資料の使い方

- 本資料は、学校の指導における補助教材として使用することを想定し作成しています。
- しかしながら、特に解説編や参考編については、皆さんが自分で読み、政治や選挙に関する知識を得ることもできるように作成しています。
- また、保護者や周りの大人は皆さんの一番身近な有権者であり、保護者等に本資料を踏まえ政治や選挙について尋ねたり、話し合ったりすることも有意義であると考えます。

## イ「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」

平成27年10月、文部科学省は、選挙権年齢や国民投票権年齢が、18歳以上に引き下げられることに対応し、①高等学校等における政治的教養の教育を充実させるとともに、②政治的活動等に対する適切な生徒指導を実施するため、関係する留意点等を示した新たな通知を全国の都道府県教育委員会等学校設置者あてに発出。（これに伴い、昭和44年に発出した「高等学校における政治的教養と政治的活動について（通知）」は廃止）

項目	主な内容
政治的教養を育む教育	<p>授業において、<u>①現実の具体的な政治的事象を取扱うことや、②模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化。</u></p> <p>（指導上の留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長を中心として学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施。</li> <li>○ 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要。</li> <li>○ 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導。</li> </ul>
高等学校等の生徒の政治的活動等	<p>高等学校が教育を目的とする施設であること等を踏まえると、<u>高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の教育活動として、生徒が政治的活動等を行うことは、教育基本法第14条第2項に基づき、禁止することが必要。</li> <li>○ 放課後や休日等であっても、学校の構内においては、学校施設の物的管理の上での支障等が生じないよう、制限又は禁止することが必要。</li> <li>○ 放課後や休日等に、学校の構外で行われる政治的活動等については、違法なもの等は制限又は禁止されるほか、学業や生活に支障があると認められる場合などは、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが必要。</li> </ul>
その他	インターネットの特性を踏まえた指導の必要性や、学校・家庭・地域の連携の必要性について記述。

## (4) 本県の取組事例（主権者教育等）

### ア 選挙出前トーク

小学校高学年、中学校全学年、高等学校全学年を対象に、就学時から選挙の重要性を認識するため、選挙管理委員会の協力を受け、選挙に関する話や、実際の選挙で使用する投票箱などを使った模擬投票等など、いわゆる選挙の出前授業を実施している。

#### 《内容》

##### ① 選挙についての話

選挙の仕組みと意義、若者の投票率などについて講義。

##### ② 模擬投票

明るい選挙推進サポーターが候補者役となって演説し、模擬投票を行う。

※ 「明るい選挙推進サポーター」・・・県内在住・在勤・在学の18歳以上29歳以下の方から公募  
(平成28年2月10日現在16名)

##### ③ 選挙にまつわるクイズ

##### ④ 明るい選挙推進サポーターからのメッセージ

#### 《平成26年度実績》

県選挙管理委員会実施分 …… 中学校6校、高等学校1校

市町村選挙管理委員会実施分 …… 小学校44校、中学校5校、高等学校1校

※ 平成27年度は、122校で実施予定(内、高等学校は35校)

## イ 子ども議会

### 「岡崎市 生徒市議会」の取組事例

#### 《内容》

平成27年8月、岡崎市役所市議会議場で開催。

市内20中学校の3年生を中心とした生徒会役員各校4名 計80名の生徒が参加。

#### ① 主な取組内容

- ・平成27年度で43回目。
- ・事前に2日程度、市議会のしくみや運営の仕方を学ぶ。
- ・市の行政について、授業で学んだことを生かしながら具体的に調べ、未来に向けたまちづくりに対する質問や提案(要望)をまとめる。
- ・生徒市議会で、各校の質問及び提案(要望)等に対して、市の担当部局が答弁。
- ・生徒市議会の内容を冊子にまとめて、その成果を各校に普及。

#### ② 主な質問・提案内容

質問項目	質問内容	答弁部局
市民生活の向上	・岡崎の未来、これで大丈夫？～投票率の低下について考える～ ・岡崎駅東側に魅力とにぎわいを	総務部 都市整備部
環境・福祉	・高齢者と中学生のニーズを取り上げる「高齢者窓口」の設置 ・額田の「木づかい」で地元の山に「気づかい」を	福祉部 経済振興部
岡崎市制100周年	・ご当地非常食で100周年の岡崎PRと防災意識の向上を ・岡崎の中心！リバーフロント計画ににぎわいを	企画財政部 都市整備部
防災・安全	・「中学生が考える防災ってこれでいいの？」～防災フォーラムの開催～ ・自転車事故シミュレーターで交通事故の軽減を	市長公室 市民生活部
岡崎アピール	・オカザえもん音頭100万人計画 ・「歴史街づくり藤川宿」で江戸時代へタイムスリップ！	文化芸術部 経済振興部

#### ③ 成果

「岡崎の水」や「岡崎オリジナル弁当」の製造、販売を実際に実現するなど、生徒自らの提案や要望を具現化するような体験を通して、主権者意識を高めている。

## ウ 県立高等学校における取組

### ① 「シティズンシップ教育の視点でとらえ直す地理歴史科、公民科の授業の在り方に関する研究」

(平成19～21年度 愛知県総合教育センター研究事業)

テーマ	シティズンシップを発揮するために必要な能力の育成に資する具体的な学習指導の在り方
内容	高等学校の地理歴史科・公民科の各科目における授業実践及び年間学習指導計画を作成し、各学校に提示

### ② 「教育課程の研究－主権者としての自覚や社会参画の力を育む教育の充実を目指して－」

(平成27年度 県立高等学校教育課程課題研究(公民研究班))

テーマ	主権者としての自覚や社会参画の力を育む教育の指導方法や評価
内容	現代社会」、「倫理」、「政治・経済」のグループごとに、主権者としての自覚や社会参画の力を育むための公民科の授業を計画、実践し、その工夫・改善を図った。研究の成果を誰もがすぐ使える教材としてまとめ、年度末までに各県立学校へ提供。

### ③ 主権者教育に関する研修(平成27年度)

#### ○ 高等学校教育課程愛知県研究協議会(公民部会)(平成27年7月31日)

対象	県立・私立の高等学校等の公民科担当者約70名
内容	主権者教育についての説明及び研究協議

#### ○ 県立学校教頭研修(平成28年1月20日)

対象	県立学校の教頭約350名
内容	「18歳選挙権に伴う教育現場の対応について」をテーマとした大学教授による講演

#### ○ 主権者教育に関する担当者説明会(平成28年2月9日)

対象	国公立の高等学校等の公民科担当者約200名
内容	文部科学省調査官や県選挙管理委員会職員等による説明と質疑応答

### ④ 高等学校の道徳指導参考資料「明日を拓く」を活用した取組

総合的な学習の時間等で活用できるよう、指導資料集を作成し、県立高等学校に配付(平成25年3月)

…社会との関わりを深めるための取組…条例づくり、模擬国連など

### 3 シティズンシップ教育の課題、今後の方向性

## ○ 国における、取組指針や共通カリキュラムの策定など、シティズンシップ教育の内容の標準化

※ 中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂(平成32年度～)に向け、高等学校公民科の中に新科目「公共(仮)」の導入を検討中

## ○ 当面、総合的な学習の時間や、高校では公民科、小・中学校では社会科及び道徳の時間などをシティズンシップ教育のための核となる場面として位置付け、各教科やキャリア教育とも連携を図るなど、教育活動全体を通じて児童生徒の市民性・社会性を養成